

告 示

埼玉県告示第六百十六号

豚コレラのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十九年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する。

令和元年十月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 禁止し、又は制限する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止し、又は制限する期間

令和元年十月三十日から当分の間

三 禁止し、又は制限する区域

イ 移動を禁止する区域

令和元年十月三十日に豚コレラの疑似患畜が確認された本庄市内の農場（口において単に「農場」という。）を中心とする半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域

ロ 区域外への移動又は移出を制限する区域

農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域